

今から始めよう!

ろうきん

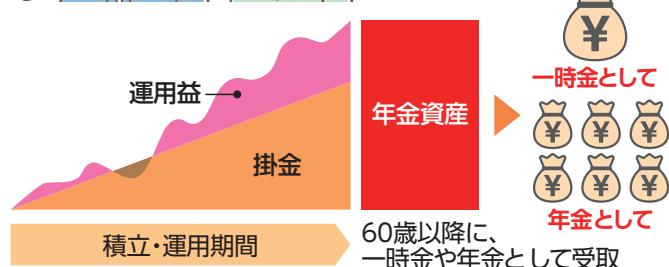
iDeCo

iDeCo(個人型確定拠出年金)

iDeCoは公的年金の国民年金や厚生年金にプラスする年金制度です。

セカンドライフのために自分で掛金を決め、定期預金や投資信託などの運用商品を選び運用し、60歳以降に一時金や年金として受取る仕組みで、まさに「自分で育てる年金」といえます。

様々な税制優遇があり、現役世代すべての方々にとって見逃せないセカンドライフに向けた資産形成方法です。



メリット1

掛金が
全額所得控除

※1

メリット2

利息・運用益が
非課税で再投資

※2

メリット3

受取時の
税制優遇措置

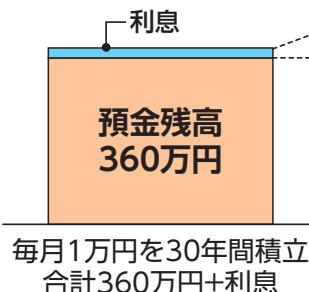
※3

iDeCoを活用して3つのメリットを実感



- 年齢30歳(独身)
- 会社員
- 年収400万円
- 普通預金口座で毎月1万円貯蓄

今のままだと、
30年後も利息はほとんど
ついていません



iDeCoの加入者になると…

(毎月1万円拠出、利回り2%で30年間運用した場合)



掛金と運用益の合計は約491万円!
さらに掛金の所得控除を受けられて、
30年間で約54.2万円の節税!

運用益
約131万円

掛金
360万円



初めてでも迷わず選択! シンプルで低コスト!

ろうきんiDeCoの商品ラインアップ

詳しくはiDeCo
スペシャル
サイトへGo!



●iDeCo(個人型確定拠出年金)は、60歳まで原則引き出すことはできません。加入時および加入中は所定の手数料がかかります。●加入者自身が運用商品を決定して運用指図を行います。運用結果によっては元本を下回り、運用益が発生しない場合がございます。●本紙は2022年10月現在の関係法令・税制に基づき作成しており、数値は「節税シミュレーター」により労働金庫連合会が計算した概算(URL:<https://rokin-ideco.com/setuzei/index.html>)になります。今後、法令改正・税制変更等の可能性がありますので、記載内容・数値等は将来にわたって保証するものではありません。●今後の確定拠出年金制度改正の詳細につきましては、厚生労働省Webサイト(URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/kyoshutsu/index.html>)をご確認ください。※1. iDeCoへの掛金は全額所得控除の対象となり所得税・住民税の負担が軽減されます。※2. 一般的の金融商品は利息・運用益に20.315%の税金がかかりますが、iDeCoの場合は非課税で再投資されます。年金積立金には1.173%の特別法人税の対象となりますが、現在凍結されています。※3. 60歳以降に受取る際に税制優遇が受けられます。一時金(一括)の場合は「退職所得控除」、年金(分割)の場合は「公的年金等控除」の対象となります。

制度改正!

iDeCoが変わりました!!

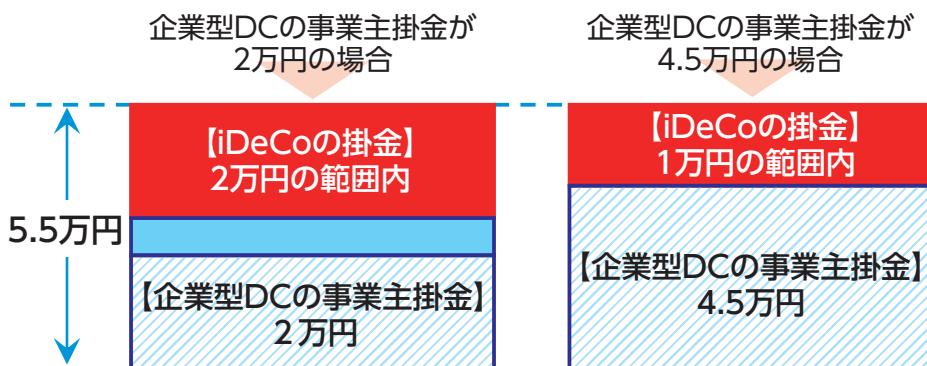
GOOD NEWS

令和4年10月から、企業型DCの規約の定め等が不要に
加入を希望する人は原則加入可能

令和4年9月30日までは企業型確定拠出年金（企業型DC）に加入している場合、iDeCoに加入するためには企業型DCの規約の定め等が必要でした。しかし、制度改正後は多くの人が企業型DCと併用して加入できるようになりました（マッチング拠出選択者は不可）。

企業型DCのみにご加入の場合

月額55,000円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した差額の範囲内（上限20,000円）で、iDeCoの掛金を拠出できるようになりました。



仕組みがわかる
YouTube動画配信中

企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）にご加入の場合

月額27,500円から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した差額の範囲内（上限12,000円）で、iDeCoの掛金を拠出できるようになりました。

企業型DC加入者の主なiDeCo加入要件

- 企業型DCの事業主掛金が月の上限（55,000円※）の範囲内で各月拠出であること
- iDeCoの掛金が55,000円※から各月の企業型DCの事業主掛金を控除した差額の範囲内（上限20,000円※）で各月拠出であること
- 企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと



※企業型DCと確定給付型に加入する方は55,000円 → 27,500円、20,000円 → 12,000円です。



ろうきんiDeCoWEB申込みでスタート！



- 申込時に必要な書類等はこちら
- 基礎年金番号 年金手帳、基礎年金番号通知書など
 - 掛金の引落口座番号 通帳、キャッシュカードなど
 - 本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカードなど
 - 事業主証明書 （会社員、共済組合の方）

